

発議第 2 号

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の
提出について

このことについて、地方自治法第 99 条の規定により、裏面のとおり関係行政
庁に提出するものとする。

令和 3 年 12 月 14 日 提出

提出者 江差町議会議員 塚 本 眞

" " 小野寺 真

" " 小林 くにこ

賛成者 江差町議会議員 萩 原 徹

" " 飯田 隆一

" " 小梅 洋子

" " 西海谷 望

" " 出崎 太郎

" " 大門 和幸

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、外務大臣、農林水
産大臣

北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書

てん菜は、北海道農業の輪作の基幹作物として重要な役割をはたしています。国産砂糖は北海道のてん菜、沖縄県、鹿児島県南西諸島のサトウキビから作られ自給率は40%で、北海道のてん菜糖は8割を占めています。

国産砂糖生産は、輸入粗糖、輸入加糖調製品に課する調整金と国費を財源とする糖価調整制度によるてん菜生産者、製糖所への交付金等で生産振興が図られ、交付金対象数量としてのてん菜産糖量64万トンを枠としています。

砂糖消費量は減少し、それにともない輸入砂糖も減少し、輸入調整金も同時に減少し、その結果輸入調整金収支の赤字が問題になっています。

この赤字を理由に、産糖量64万トン枠を削減する動きが強まっており、てん菜生産者と地域経済にとって大きな問題になっています。

てん菜生産に作付け制限を強いりのではなく、砂糖の輸入を減らし、国産砂糖を守る政策に転換することが必要です。

よって次の対策をつよく求めます。

1. てん菜交付金対象数量64万トンの枠を撤廃し、生産者が意欲をもっててん菜生産にとりくめるように支援をつよめること。
2. 国内産糖製造事業者への支援をつよめること。
3. 農業基本計画の食料自給率引き上げに向けて、国の責任で輸入調整金の収支の改善を図ること。

令和3年12月14日

江差町議会議長 打越 東亞夫